

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会
③システムの名称	保健福祉総合システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条及び別表56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条各号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表 ・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、53、76、81、89、90、125、141、155、161の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】第19条、第22条、第44条、第55条、第78条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条、第163条 【情報照会の根拠】第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市子育て支援部子育て助成課
②所属長の役職名	子育て助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6012

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 旭川市子育て支援部子育て助成課
〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)
電話番号0166-25-6446

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠

マイナンバーの取得、管理、交付の各段階において、誤収集、紛失、誤廃棄、誤交付等の人的ミスを発生させないよう複数の職員で情報の取扱いを共有しながら二重チェック等を行っている。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

判断の根拠

・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与するとともに、従業者へ十分に教育啓発を行っている。
・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。
・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	5 部署・所属長	旭川市子育て支援部子育て支援課 子育て支援課長 品田 幸利	旭川市子育て支援部子育て助成課 子育て助成課長 高桑 聰子	事後	
平成29年3月31日	8 連絡先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て支援課 0166- 25-6446	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て助成課 0166- 25-6446	事後	
令和1年6月26日	I 5② 所属長の役職名	子育て助成課長 高桑 聰子	子育て助成課長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和2年4月1日	I の5の②	高野 哲也	松本 裕紀	事後	
令和2年4月1日	II の1のいつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II の2のいつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年10月11日	【I 関連情報】3. 個人番号 の利用		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第九 条」を追記	事後	
令和4年10月11日	【I 関連情報】5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	子育て助成課長 松本 裕紀	子育て助成課長	事後	
令和4年10月11日	【II しきい値判断項目】1. 対象人数 及び 2. 取扱者数 の計数時点	令和2年4月1日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	
令和7年12月1日	I の1「③システムの名称」	保健福祉総合システム、団体内統合宛名シ ステム、中間サーバー	保健福祉総合システム、中間サーバーコネク タ、中間サーバー、サービス検索・電子申請機 能	事前	
令和7年12月1日	I の3「法令上の根拠」	番号法第九条及び別表第一 三十七の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第二十九条各号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第九条	番号法第九条及び別表56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第29条各号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I の4「②法令上の根拠」	①番号法第19条第7号 別表第二 情報照会:番号法別表第二 57の項 情報提供:番号法別表第二 13、16、26、30、 47、64、65、87、116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 【情報提供の根拠】第12条、第19条、第35条、 第36条、第44条 【情報照会の根拠】第31条	①番号法第19条第8号 別表 ・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表81の項 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表17、20、42、53、76、81、89、90、 125、141、155、161の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】第19条、第22条、第44条、 第55条、第78条、第83条、第91条、第92条、第 127条、第143条、第157条、第163条 【情報照会の根拠】第31条	事前	
令和7年12月1日	I の7「請求先」	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎 1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー)0166- 25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公 開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4 8番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6012	事前	
令和7年12月1日	I の8「連絡先」	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て助成課 0166-2 5-6446	旭川市子育て支援部子育て助成課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4 8番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6446	事前	
令和7年12月1日	II の1「対象人数」「いつの時 点の計数か」	令和4年9月30日時点	令和7年10月1日時点	事前	
令和7年12月1日	II の2「取扱者数」「いつの時 点の計数か」	令和4年9月30日時点	令和7年10月1日時点	事前	
令和7年12月1日	IV の4「特定個人情報ファイル の取扱いの委託」	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和7年12月1日	IV の4「委託先における不正 な使用等のリスクへの対策は 十分か」	設問なし	[十分である]	事前	
令和7年12月1日	IV の5「特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)」	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事前	
令和7年12月1日	IV の5「不正な提供・移転が行 われるリスクへの対策は十分 か」	設問なし	[十分である]	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVの8「人手を介在させる作業」	設問なし	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か [十分である] ・判断の根拠 マイナンバーの取得、管理、交付の各段階において、誤収集、紛失、誤廃棄、誤交付等の人的ミスを発生させないよう複数の職員で情報の取扱いを共有しながら二重チェック等を行っている。 	事前	
令和7年12月1日	IVの9「監査」	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	
令和7年12月1日	IVの11「最も優先度が高いと考えられる対策」	設問なし	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も優先度が高いと考えられる対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分か [十分である] ・判断の根拠 ・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与とともに、従業者へ十分に教育啓発を行っている。 ・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。 ・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。 	事前	
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正